

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名 財務省主計局給与共済課
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）	
要望 項目名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容 （概要）	令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より O T C 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる O T C 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく O T C 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、「特別の料金」についても非課税とする税制改正を要望する。	
関係条文	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第 4 8 条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 （公課の禁止） 第 4 9 条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない	
減収 見込額	[初年度] － （ － ） [平年度] － （ － ） [改正増減収額] － （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 O T C 類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。 （２）施策の必要性 O T C 類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤等など、これまで保険診療で日常的に使用され、7 ～ 9 割を保険給付し、残りの 1 ～ 3 割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の 4 分の 1 を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の 4 分の 1 を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。 本制度の施行後においても、本制度の対象となる O T C 類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、O T C 類似薬を患者に処方等することによって患者が支払う「特別の料金」についても、これまで同様、消費税を非課税とする税制上の措置を講じる必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	－	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することで国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—